

## T I C と 司法面接 —虐待被害生徒の支援過程—

### <シナリオ>



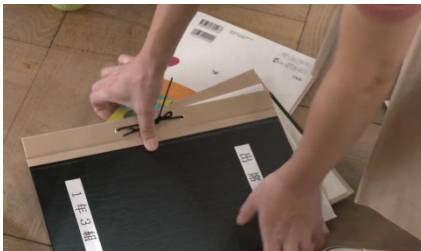
不登校になっていた村田君に、放課後に来るように担任の先生が声を掛けていました。



担任の先生は、村田君が来ていることを見つけ、近況を聞き出そうとします。



担任の先生は、村田くんの首や目に痣ができていることを見つけてしまいます。



村田君は、出勤簿を落とした音にも、必要以上にびっくりしていました。(驚愕反応※)

※トラウマ症状の一つに過覚醒症状があり、必要以上に驚いてしまうことが起きることがあります。



職員室に戻った担任の先生は、村田君の痣について、児童相談所のケースワーカーに通告をします。



村田君の妹が要保護児童対策地域協議会（※）のケースに上がっていました。

※複数の機関で子供のことを話す会議です。



ケースワーカーが介入し、村田君も、その後一時保護されることに決まりました。



村田君は、司法面接（※）を受けることになります。

（※）子どもたちが経験した虐待などの被害事実を本人に精神的負担をかけずに聴き取る面接手法です。



面接中、親からの暴力を受けていた時のことを思い出し、震えることもありましたが（再体験症状・覚醒亢進症状）。



事実が確認されたのち、村田君には、専門家のアフターケアが始まります。



主治医からの診察や心理士のカウンセリングも受けました。



勉強にも集中できるようになってきました。



一時保護の後、児童相談所や関係機関が保護者との面接を続け、養育環境の調整を図ることで、5ヶ月後には自宅に戻るようになりました。そして、学校にも通学できるようになりました。



担任の先生が迎え入れます。  
(おかえりなさい♪)

おわり

子どもたちは、様々な家庭環境に置かれています。  
学校の先生たちが、どのように子どもたちのSOSをキャッチし、  
他機関と連携してケアしていけるかが問われています。